佐野市クレジットカード決済導入業務内容説明書

1 業務名

佐野市クレジットカード決済導入業務

2 業務目的

会計事務の業務効率化を図るため、当市が行う支出の方法としてクレジットカード決済を導入する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 契約額

本契約に係る初期費用、カード発行手数料及び年会費は一切生じないものとすること。

5 クレジットカード決済について

(1)対象経費

電気料金、電話料金（携帯電話料金を含む）等の需用費、通信運搬費、旅費及びその他クレジットカードを用いないと契約ができない支払　等

(2) 対象所属

対象所属は約75所属を想定。

(3)調達するクレジットカードの要件

ア クレジットカードの種別

① パーチェシングカード（プラスチックカード不発行）及び法人カード（プラスチックカード発行）の発行が可能であること。
② キャッシング機能を有しないこと。
③ 追加費用が発生することなく、カード番号及びプラスチックカードの発行ができること。
④ カード番号ごとにクレジットカード決済が可能であること。
⑤ カード名義は所属名など任意で設定及び変更ができること。
⑥ 利用可能なブランドには、JCB、Visa、Mastercard©のいずれかを含むこと。
⑦ 利用可能額は、市と協議の上で決定すること。なお、最低利用金額は定めない。

イ Web 管理サービス等の提供

追加費用が発生することなく、利用明細、請求額等の確認ができる Web 管理サービス等の提供があること。

(4)クレジットカード決済に関する利用明細及び請求

ア　利用料金の支払

原則として締め日は毎月月末とし、締め日の翌月15日までに請求を行い、締め日の翌月末を支払期日とすること。なお、クレジットカード利用料金の支払方法は銀行振込とし、請求書に振込先の口座情報を記載すること。

イ　利用明細及び請求書の作成

原則として Web 上で利用明細及び請求書を発行し、取引内容を確認できるようにすること。請求書の発行は総額でもよいが、利用明細により、カード番号ごとに各決済の「取引日」、「取引先」及び「取引金額」が確認できるようにすること。なお、やむを得ない事由により紙媒体での発行が必要となる場合の手続き等については、別途協議の上定めるものとする。

6　特記事項

(1)　受注者は、市のクレジットカード決済の導入について適切なサポートを行うものとすること。

(2)　カード情報管理及びセキュリティ対策を適正に行い、かつ障害発生時のサポート体制を明らかにすること。

(3)　市は本契約の効果を常に検証し、業務効率化の実現に向けて、契約内容の見直し及び改善策の検討を行うものとし、受注者は必要に応じて市に情報を提供するものとすること。

(4)　利用金額に応じたキャッシュバック等がある場合は、その還元率について提案すること。

(5)　その他、次の事項について自社ならではの提案を行うこと。

①　地方公共団体のカード導入や運用の課題をどう把握しているか。また、その課題を解決するために必要な取組みやカードの活用方法の提案

②　カード加盟店の実質的な手数料負担を軽減するための具体的な対策や提案

③　パーチェシングカードを活用した業務効率化につながる提案

(6)　本説明書に記載のない事項や疑義等が生じた場合については、市及び受注者双方の協議の上、決定すること。